

薬第431号の4
令和2年9月8日

各市町村長 様

岐阜県健康福祉部薬務水道課長

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第12条に規定する採血等の制限の考え方について」の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課長から通知がありましたのでご承知おき願います。

なお、一般社団法人岐阜県医師会長、一般社団法人岐阜県病院協会会長及び一般社団法人岐阜県薬剤師会長へは別途通知済みです。

薬務水道課生産指導監視係			
係長	高橋	担当	武山
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		
TEL	058-272-1111 (内線 2585)		
FAX	058-271-5731		